



人事・労務に役立つ NEWS LETTER

事務所通信

2

2026

発行:はぎの社会保険労務士法人
〒262-0032 千葉市花見川区幕張町 6-73-4
TEL 043-272-3081 FAX 043-274-3362

重要

令和8年度税制改正大綱を閣議決定 所得税の課税最低限の引き上げなどを盛り込む

令和 7 年 12 月 26 日、「令和 8 年度税制改正大綱」が閣議決定されました。令和 8 年度の税制改正では、次のような措置を講ずることとされています。

「令和8年度税制改正大綱」のポイント

□ 物価高への対応の観点から、次のような措置を講じ、所得税の課税最低限を 178 万円まで特例的に先取りして引き上げる。

- 物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みを創設し、これに基づき、所得税の基礎控除について、合計所得金額が 2,350 万円以下である個人の控除額を 4 万円引き上げる。また、所得税及び個人住民税の給与所得控除について、65 万円の最低保障額を 69 万円に引き上げる。
- 所得税の基礎控除等の特例について、合計所得金額が 655 万円（令和 10 年分以後の各年分にあっては、132 万円）以下である場合の基礎控除の控除額の加算額を以下のとおりとする。
 - <令和 8 年分及び令和 9 年分>
 - ・合計所得金額が 489 万円以下である場合 42 万円
 - ・合計所得金額が 489 万円を超える場合 5 万円
 - <令和 10 年分以後の各年分> 37 万円
- 給与所得控除の最低保障額を 5 万円引き上げる特例を創設する（所得税：令和 8 年分及び令和 9 年分、個人住民税：令和 9 年度分及び令和 10 年度分）。

→ 令和 8・9 年度の所得税の課税最低限（合計所得金額が 489 万円以下の場合）

{**基礎控除 104 万円** (58 万円 + 4 万円 + 42 万円)} + {**給与所得控除 74 万円** (65 万円 + 4 万円 + 5 万円)} = **178 万円**
……年間収入 178 万円までは所得税がかからない！

- 「強い経済」の実現に向けた対応として、大胆な設備投資の促進に向けた税制措置を創設するほか、租税特別措置等の適正化の観点から、賃上げ促進税制の見直しや研究開発税制の強化等を行う。
- 税負担の公平性を確保する観点から、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し等を行う。
- 自動車関係諸税について、自動車税等の環境性能割の廃止や軽油引取税の当分の間税率の廃止等を行う。 など

★政府は、この大綱に基づいて、令和 8 年の通常国会に税制改正関連法案を提出する予定です。今後の動向に注目です。

重要・
要チェック

令和8年度の雇用保険・健康保険の保険料率(支援金率を含む)案が示される

令和 7 年 12 月から令和 8 年 1 月にかけて、令和 8 年度の雇用保険・健康保険の保険料率などの案が示されました。正式に決定されたわけではありませんが、この時期に公表された案のとおり決定されるのが通例となっていますので、簡単に紹介しておきます。

令和8年度の雇用保険・健康保険の保険料率(支援金率を含む)の案

□ 令和8年度の雇用保険料率(一般の事業)について

- 雇用保険料率（全体）：令和 7 年度 1.45% → 引き下げ → 令和 8 年度 1.35%
 - [内訳] ① 失業等給付費等充当徴収保険率：令和 7 年度 0.7% → 引き下げ → 令和 8 年度 0.6%
 - ② 育児休業給付費充当徴収保険率：令和 7 年度 0.4% → 据え置き → 令和 8 年度 0.4%
 - ③ 二事業費充当徴収保険率：令和 7 年度 0.35% → 据え置き → 令和 8 年度 0.35%
- 〈補足〉①及び②は労使折半で負担、③は事業主のみが負担。

□ 令和8年度の健康保険の保険料率について

- 医療分（原則として、令和 8 年 3 月分〔4 月納付分〕から）
平均保険料率：令和 7 年度 10.0% → 引き下げ → 令和 8 年度 9.9%
- 介護分（原則として、令和 8 年 3 月分〔4 月納付分〕から）
介護保険料率：令和 7 年度 1.59% → 引き上げ → 令和 8 年度 1.62%



次ページへ続く

○子ども・子育て分（原則として、令和8年4月分〔5月納付分〕から）

令和8年4月から開始される子ども・子育て支援金制度による令和8年度の子ども・子育て支援金率：国から示された「実務上一律の支援金率」を踏まえて「**0.23%**」
〈補足〉いずれも労使折半で負担。

プラスα 令和8年度の子ども・子育て支援金額の試算（被用者保険の被保険者について）

年収に応じて、被保険者1人当たり次の額

- 年収 200 万円 → 月額：約 192 円
- 年収 400 万円 → 月額：約 384 円
- 年収 600 万円 → 月額：約 575 円
- 年収 800 万円 → 月額：約 767 円
- 年収 1,000 万円 → 月額：約 959 円

※算出方法

- ・年収（標準報酬総額＝毎月の給料とボーナスの合計額）に、国が示す一律の支援金率（0.23%）を掛けて年額を算出。
- ・年額を、12 で割って月額にしたものに、1/2 を掛けて算出。

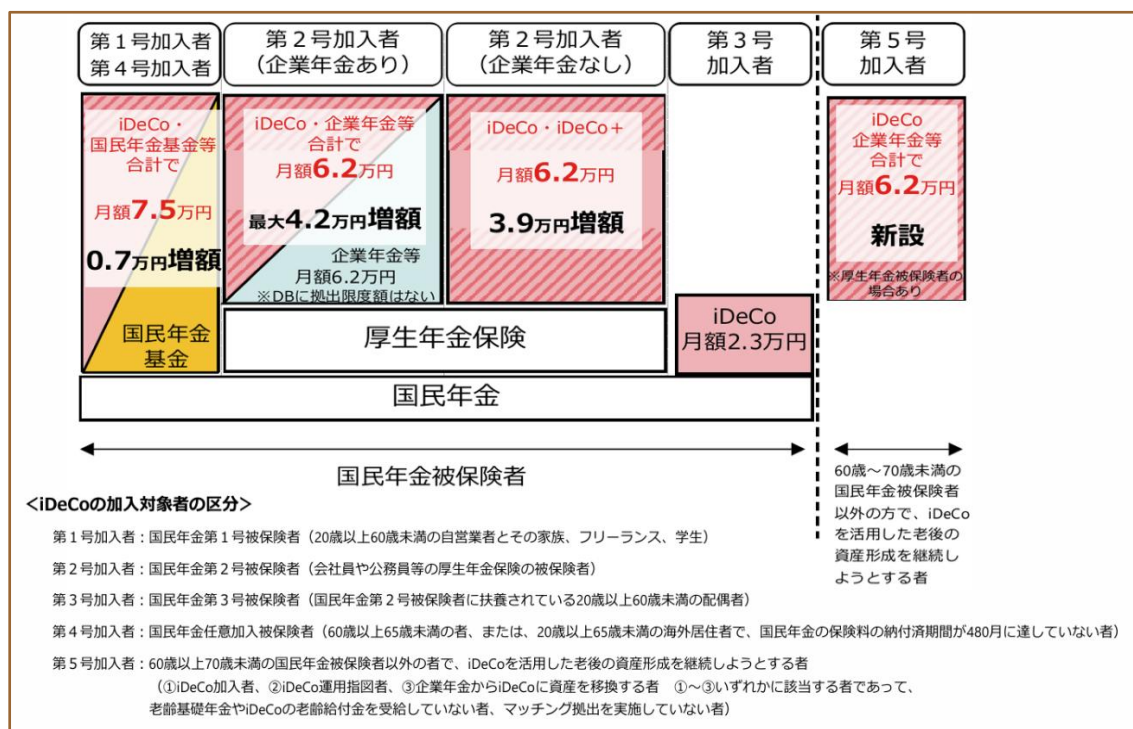
★子ども・子育て支援金の試算額は、こども家庭庁から公表されたものです。公表されている試算額は、被保険者負担分ですので、これと同額の負担が企業に発生することになります。いずれも、給与計算に影響が出てくる内容ですので、正式に決定しましたら、改めてお伝えします。

決定済み・
施行前の改正

確定拠出年金の拠出限度額を見直し(令和8年12月～)

令和7年12月24日に公布された「国民年金基金令等の一部を改正する政令（令和7年政令第442号）」により、企業型確定拠出年金（企業型DC）の拠出限度額の見直し、iDeCoの拠出限度額の見直しなどが行われることになりました（令和8年12月1日施行）。その概要を確認しておきましょう。

.....DC拠出限度額(令和8年12月～)[厚生労働省資料].....



★たとえば、第2号加入者の場合、拠出限度額（月額）が、企業年金ありの方で最大4.2万円の増額、企業年金なしの方で3.9万円の増額となります。従業員が老後の資産形成を考えるうえで知っておきたい改正といえます。

施行期日（令和8年12月1日）までに、さらに詳しい情報が出てくると思いますので、必要なものがあれば、改めてお伝えします。

お仕事
カレンダー
2月

2/10

●1月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

2/16

●2025年分の所得税、個人住民税、個人事業税の確定申告・納付開始（～3/16まで）

3/2

●1月分健康保険料・厚生年金保険料の納付

●2025年12月決算法人の確定申告と納税・2026年6月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）

●じん肺健康管理実施状況報告の提出

●固定資産税（都市計画税）第4期分の納付（市区町村の指定日まで）



◆あとながき◆ 今年もあっという間に2月ですね。

今月号は「税制改正大綱のポイント」や雇用保険・健康保険料率の見通しなど、給与計算にも関わる話題をまとめました。早めに流れをつかんで、慌てず進めていきましょう。 萩野